

(注記)

本ライブラリ規程は、第23回世界コンピュータ将棋選手権まで使用されていたライブラリ規程とは異なる新しい規程である。ライブラリの規程、適用範囲など大きく変わっているので、注意されたい。

(注記2)

2014年1月28日の改訂は、参加者・申請者にとっての内容の変更は含まない。

## 「世界コンピュータ将棋選手権 新ライブラリ規程」

2013年12月21日制定

2014年1月28日改訂

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、選手権ルールの第7条で規定されているライブラリについて、以下の目的を満たすため、その位置づけ、運用などの細則を明らかにする。

- 一 選手権において全ての参加者が自由に使用可能なライブラリを明確にする。
- 二 新規参加への敷居を下げて選手権をこれまで以上に発展させる。
- 三 研究開発成果を蓄積してコンピュータ将棋のさらなる進歩を促進する。
- 四 指し手の決定に関連する一部のみの研究開発でも成果を選手権でアピールできるようにすることにより研究開発へのモチベーションを上げる。

### 第2章 ライブラリ

(定義)

第2条 ライブラリとは、将棋の指し手の生成に関わるプログラムで、以下の登録手続きにより公開されたプログラム全般を指す。

(登録)

第3条 ライブラリは、そのコードを作成した者からの申請に基づき、無監査で登録される。

(公開)

第4条 ライブラリは、第5条による公開の停止がなされない限り、公開された時点のものが、CSAのウェブサイトにて恒久的に公開される。

(公開の停止)

第5条

- 1 以下の4項目のいずれかに当てはまる場合、運営委員会の決定で予告なく公開を停止することがある。
  - 一 法律違反の疑義が発生した場合
  - 二 ウィルスや悪意あるコードが混入している場合
  - 三 選手権を終了する場合
  - 四 その他、運営委員会が必要と認めた場合
- 2 申請者が、理由を記して、公開の停止を希望した場合、CSA のウェブサイトでの一年間の公告の後、その公開を停止することがある。
- 3 公開の停止に関するクレームは運営委員会が受け付ける。

### 第3章 申請

(申請手順)

#### 第6条

- 1 申請は、運営委員会に対して、電子メールで行う。
- 2 申請メールには、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 申請ライブラリ名、及び申請者の氏名。
  - 二 申請者の現住所。
  - 三 申請ライブラリのコードの開発に携わったすべての人の氏名。
  - 四 申請ライブラリ(利用条件・ライセンス含む)の本体。(但し、インターネットからダウンロード可能な URI を明記すれば、添付しなくて良い。)
  - 五 印刷して A4 一枚になる程度の機能説明。但し、申請ライブラリが別のライブラリをもとにして改変を加えたものの場合、もとのライブラリを明らかにした上で、改変を加えた部分の説明を明記すること。
- 3 申請が受理された場合、前項の第一、三、四、五号は CSA のウェブサイトで開催日を明記して公開される。
- 4 申請は随時受け付ける。

(選手権における使用)

第7条 選手権におけるライブラリの使用については、選手権ルールにて規定する。

(ライブラリ使用に関する不利益)

第8条 ライブラリを使用したことによる不利益については、CSA 及び運営委員会はその責めを負わないものとする。

### 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、2014年1月28日から施行する。

(旧制度のライブラリに関する特例)

第2条 「世界コンピュータ将棋選手権使用可能ライブラリ規程」の廃止時点(2012年7月7日)でGSA使用可能ライブラリとして登録されていたライブラリは、2014年の選手権においてのみ、本規程で定めるライブラリと同様に使用することができる。